

第13章 更正、決定等事務

改 正 後	改 正 前
-------	-------

更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）

□□□-□□□□	第 _____ 号 (番 号)
	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 税務署長 _____ 国

□□□-□□□□	第 _____ 号 (番 号)
	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 税務署長 _____ 国

平成 _____ 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分	㉔ 更正前の額	㉕ 更正後の額	㉖ 増減(△印)差額 (㉔-㉕)		
所得金額	所得 ①		/		
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	計 (総所得) ⑤				
	所得 ⑥				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑦		/		
	社会保険料控除 ⑧				
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑨				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑩				
	配偶者控除 ⑪				
	配偶者特別控除 ⑫				
	扶養控除 ⑬				
	基礎控除 ⑭				
	所得控除額の計 ⑮				
	課税される所得金額 (㉔の金額から㉖から控除) ⑯				
	⑰ に対する税額 ⑱				
	⑰ に対する税額 ⑲				
	計 ⑳				
	税金から差し引かれる金額	控除 ㉑			/
		控除 ㉒			
控除 ㉓					
差引所得税額 (㉔-㉕-㉓) (引き算されないものは0) ㉔					
災害減免額、外国税額控除 ㉕					
源泉徴収税額 ㉖					
申告納税額 (㉔-㉕-㉖) ㉗					
予定納税額	第 1 期 ㉘		/		
	第 2 期 ㉙				
確定納税額	納付すべき税額 ㉚		/		
	還付金の額に相当する税額 ㉛				
差引減少(△印)する税額 (㉚-㉛) ㉜					

本表の一の三

更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）

□□□-□□□□	第 _____ 号 (番 号)
	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 税務署長 _____ 国

□□□-□□□□	第 _____ 号 (番 号)
	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 税務署長 _____ 国

平成 _____ 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分	㉔ 更正前の額	㉕ 更正後の額	㉖ 増減(△印)差額 (㉔-㉕)		
所得金額	所得 ①		/		
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	計 (総所得) ⑤				
	所得 ⑥				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑦		/		
	社会保険料控除 ⑧				
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑨				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑩				
	配偶者控除 ⑪				
	配偶者特別控除 ⑫				
	扶養控除 ⑬				
	基礎控除 ⑭				
	所得控除額の計 ⑮				
	課税される所得金額 (㉔の金額から㉖から控除) ⑯				
	⑰ に対する税額 ⑱				
	⑰ に対する税額 ⑲				
	計 ⑳				
	税金から差し引かれる金額	控除 ㉑			/
		控除 ㉒			
控除 ㉓					
差引所得税額 (㉔-㉕-㉓) (引き算されないものは0) ㉔					
災害減免額、外国税額控除 ㉕					
源泉徴収税額 ㉖					
申告納税額 (㉔-㉕-㉖) ㉗					
予定納税額	第 1 期 ㉘		/		
	第 2 期 ㉙				
確定納税額	納付すべき税額 ㉚		/		
	還付金の額に相当する税額 ㉛				
差引減少(△印)する税額 (㉚-㉛) ㉜					

本表の一の三

改正後

更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）
 ※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算して下さい。

$$\begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ \text{7.3\%（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

3 6 5

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 例えば、平成20年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.5%ですので平成21年1月1日から同年12月31日までの割合は4.5%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算して下さい。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付して下さい。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）
 ※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算して下さい。

$$\begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ \text{7.3\%（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

3 6 5

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 例えば、平成19年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.75%ですので平成20年1月1日から同年12月31日までの割合は4.7%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算して下さい。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付して下さい。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正後

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）

Stamp area for the 'After' document.

Date and serial number fields for the 'After' document.

税務署長 (印)

Stamp area for the 'Before' document.

Date and serial number fields for the 'Before' document.

税務署長 (印)

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内となります。

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内となります。

Main calculation table for the 'After' document, showing income, deductions, and tax amounts.

Main calculation table for the 'Before' document, showing income, deductions, and tax amounts.

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。また、本税（上記⑤の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。また、本税（上記⑤の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

Stamp area for the 'After' document.

()枚のうち()枚目

21.3

Stamp area for the 'Before' document.

()枚のうち()枚目

20.3

本表の二の二

本表の二の二

改正後

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当稅務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）
 ※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び稅務特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\frac{\text{新たに納付すべき本税の額}}{365} \times \frac{7.3\% \text{ (注)}}{\left(\frac{\text{納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6\%}}{\text{納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6\%}} \right)} \times \frac{\text{確定申告期限の翌日から完納の日まで}}{\text{期間(日数)}} = \text{延滞税の額}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 例えば、平成20年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.5%ですので平成21年1月1日から同年12月31日までの割合は4.5%となります。
 - ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
 - 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
 - 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
 - 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから稅務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算稅の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納稅の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当稅務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）
 ※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び稅務特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\frac{\text{新たに納付すべき本税の額}}{365} \times \frac{7.3\% \text{ (注)}}{\left(\frac{\text{納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6\%}}{\text{納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6\%}} \right)} \times \frac{\text{確定申告期限の翌日から完納の日まで}}{\text{期間(日数)}} = \text{延滞税の額}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 例えば、平成19年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.75%ですので平成20年1月1日から同年12月31日までの割合は4.7%となります。
 - ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
 - 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
 - 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
 - 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから稅務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算稅の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納稅の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正後

改正前

更正決定等通知書(別表)

更正決定等通知書(別表)

別表 平成 年分

別表 平成 年分

区 分		④	前の額 円	⑤	後の額 円	⑥ 増減 (△印) (⑤-④) 差額	
所得金額	所得 ①					/	
	所得 ②						
	所得 ③						
	所得 ④						
	所得 ⑤						
	計 (総所得) ⑥						円
	所得 ⑦						
	所得 ⑧						
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨					/	
	社会保険料控除 ⑩						
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪						
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫						
	配偶者控除 ⑬						
	配偶者特別控除 ⑭						
	扶養控除 ⑮						
	基礎控除 ⑯						
	所得控除額の計 ⑰						
	課税される所得金額 (⑰の金額を⑥、⑱、⑳から控除) ⑲						
算出税額	⑳ に対する税額 ㉑						
	㉒ に対する税額 ㉓						
	㉔ に対する税額 ㉕						
	計 ㉖						
税金から差し引かれる金額	控除 ㉗						
	控除 ㉘						
	控除 ㉙						
差引所得税額 (㉖-㉗-㉘-㉙) (引ききれないときは0) ㉚							
災害減免額、外国税額控除 ㉛							
源泉徴収税額 ㉜							
申告納税額 (㉚-㉛-㉜) ㉝						円	
予定納税額	第1期 ㉞						
	第2期 ㉟						
確定納税額 (㉝-㉞-㉟)	納付すべき税額 ㊱						
	還付金の額に相当する税額 ㊲						
損戻し	還付金の額に相当する税額 ㊳						
	減少する還付加算金 ㊴						
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊱-㊲-㊳+㊴) ㊵							
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊶		円		円		
	加算税の割合 ㊷		%		%		
	加算税の額 (㊶×㊷) ㊸		円		円		
	加算税の基礎となる税額 ㊹						
重加算税	加算税の割合 ㊺		%		%		
	加算税の額 (㊹×㊺) ㊻		円		円		
	加算税の額 (㊸×㊻) ㊼		円		円		
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊽							
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊾							
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㊿							

()枚のうち()枚目

21.3

青特農
白

区 分		④	前の額 円	⑤	後の額 円	⑥ 増減 (△印) (⑤-④) 差額	
所得金額	所得 ①					/	
	所得 ②						
	所得 ③						
	所得 ④						
	所得 ⑤						
	計 (総所得) ⑥						円
	所得 ⑦						
	所得 ⑧						
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨					/	
	社会保険料控除 ⑩						
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪						
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫						
	配偶者控除 ⑬						
	配偶者特別控除 ⑭						
	扶養控除 ⑮						
	基礎控除 ⑯						
	所得控除額の計 ⑰						
	課税される所得金額 (⑰の金額を⑥、⑱、⑳から控除) ⑲						
算出税額	⑳ に対する税額 ㉑						
	㉒ に対する税額 ㉓						
	㉔ に対する税額 ㉕						
	計 ㉖						
税金から差し引かれる金額	控除 ㉗						
	控除 ㉘						
	控除 ㉙						
差引所得税額 (㉖-㉗-㉘-㉙) (引ききれないときは0) ㉚							
災害減免額、外国税額控除 ㉛							
源泉徴収税額 ㉜							
申告納税額 (㉚-㉛-㉜) ㉝						円	
予定納税額	第1期 ㉞						
	第2期 ㉟						
確定納税額 (㉝-㉞-㉟)	納付すべき税額 ㊱						
	還付金の額に相当する税額 ㊲						
損戻し	還付金の額に相当する税額 ㊳						
	減少する還付加算金 ㊴						
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊱-㊲-㊳+㊴) ㊵							
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊶		円		円		
	加算税の割合 ㊷		%		%		
	加算税の額 (㊶×㊷) ㊸		円		円		
	加算税の基礎となる税額 ㊹						
重加算税	加算税の割合 ㊺		%		%		
	加算税の額 (㊹×㊺) ㊻		円		円		
	加算税の額 (㊸×㊻) ㊼		円		円		
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊽							
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊾							
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㊿							

()枚のうち()枚目

20.3

青特農
白

改正後

改正前

更正決定等通知書（純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／付表の七）

更正決定等通知書（純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／付表の七）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書
（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書
（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏名 _____ 殿

平成 年分 氏名 _____ 殿

		金額		金額	
		円		円	
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	総所得 ①		総所得 ④	
		その他 ②		その他 ⑤	
		山林所得 ③		山林所得 ⑥	
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される所得金額	総所得 ⑦		E 繰戻し後の課税される所得金額	総所得 ⑮
		山林所得 ⑧		山林所得 ⑯	
		退職所得 ⑨		退職所得 ⑰	
		⑦に対する税額 ⑩		⑮に対する税額 ⑱	
		⑧に対する税額 ⑪		⑯に対する税額 ⑲	
D Cに対する税額	⑨に対する税額 ⑫		⑰に対する税額 ⑳		
	計 ⑬ <small>（100円未満の端数は切り捨ててあります。）</small>		計 ⑳ <small>（100円未満の端数は切り捨ててあります。）</small>		
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑭		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 <small>（「⑬-⑳」と㉑のいずれか少ない方の金額）</small>	⑳	

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

() 枚のうち () 枚目

21.3

		金額		金額	
		円		円	
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	変動所得 ①		変動所得 ④	
		その他 ②		その他 ⑤	
		山林所得 ③		山林所得 ⑥	
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される所得金額	総所得 ⑦		E 繰戻し後の課税される所得金額	総所得 ⑰
		山林所得 ⑧		山林所得 ⑱	
		退職所得 ⑨		退職所得 ⑲	
		⑦に対する税額 ⑩		⑰に対する税額 ⑳	
		⑧に対する税額 ⑪		⑱に対する税額 ㉑	
D Cに対する税額	⑨に対する税額 ⑫		⑲に対する税額 ㉒		
	計 ⑬ <small>（100円未満の端数は切り捨ててあります。）</small>		計 ㉓ <small>（100円未満の端数は切り捨ててあります。）</small>		
	定率減税相当額 ⑭		定率減税相当額 ㉔		
	⑬-⑭ <small>（100円未満の端数は切り捨ててあります。）</small>		⑳-㉔ <small>（100円未満の端数は切り捨ててあります。）</small>		
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑮ <small>（分離課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、分離課税の株式等の譲渡所得等に対する税額及び分離課税の先物取引の譲渡所得等に対する税額を除く。）</small>		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 <small>（「㉓-㉔」と㉕のいずれか少ない方の金額）</small>	㉕	

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

() 枚のうち () 枚目

20.3